

震災・原発被災と 日常／非日常の博物館活動

福島県の被災文化財と「震災遺産」をめぐる

Museum Activities in Ordinary and Extraordinary Times Against
Earthquake and Nuclear Disaster : A Focus on Fukushima Prefecture's
Disaster-Affected Cultural Assets and the Disaster Heritage

内山大介

UCHIYAMA Daisuke

はじめに

- ①震災発生と被災文化財対応の初動
- ②警戒区域外を中心とする被災文化財への個別的対応
- ③警戒区域内における組織的文化財レスキュー
- ④文化財保全活動の個別化と多様化
- ⑤文化財レスキューの諸段階と課題
- ⑥「震災遺産」保全活動の展開
- ⑦災害と向き合う博物館活動

おわりに

【論文要旨】

東北地方太平洋沖地震と大津波により引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、福島県の太平洋側に広く住民が帰ることを許されない地域を生んだ。そこには土地の歴史を物語る多くの文化財が取り残され、人の姿が消えて静まり返った町には暮らしに関わる全てのモノが置き去りにされた。このような状況を受けて、福島県では被災した文化財と震災そのものを物語る震災資料（震災遺産）という、ふたつの資料保全活動が進められてきた。原発事故の影響により多くの困難をともなった被災文化財の保全だが、個別的な活動から組織的な事業へと展開し、現在では各自治体を主体に大学や県との連携による活動へとシフトしている。さらに震災発生から3年が過ぎた頃からは震災資料の保全も行われるようになり、震災や原発事故をどう後世へ伝えていくべきかという議論も同時に進められてきた。

被災地の博物館としては、これらの活動により保全した資料から地域をどう描き、未来へ伝えるかが問われている。今後、地域の歴史を語る際に震災や原発事故は欠かせないが、災害や被害のみを切り取ることでそれらを地域の歩みと断絶させてしまうのではなく、長い暮らしの営みのうえに位置づけることはひとつの大きな使命であろう。その一方で、保全した資料がもつ価値の醸成を、博物館や研究者に閉じ込めることなく地域へと開いていくことも求められる。博物館が資料収集や調査研究の成果を一方向的に公表する場としてだけでなく、現物を介した双方向的なコミュニケーションの場という性格をもつことで、多様な震災像や地域像を守り伝えていくことができるであろう。

【キーワード】 東日本大震災、原発事故、文化財レスキュー、震災遺産、博物館活動

はじめに

博物館活動としての震災対応には様々なものが考えられるが、資料に対する活動に限って言えば被災資料と震災資料というふたつの資料の保全・継承・活用が最も大きな核となる。例えば奥村弘氏は「被災した地域の歴史を明らかにするための歴史資料」を「被災歴史資料」と呼び、「大災害そのものを未来に伝える様々な資料」を「災害資料」（大震災については「震災資料」）と呼んで、この両者を併せて保存することの重要性を説いている〔奥村2014:4-7〕。東日本大震災後の福島県でも文化財レスキューによる被災資料の救出が進められ、また後述するように震災そのものを伝える資料については「震災遺産」という新たな用語を設定し、筆者が勤務する福島県立博物館（以下、県博）が県内各地の資料館や研究会等と連携した事業を展開してきた⁽¹⁾。

阪神・淡路大震災をはじめとして、これまでもこのふたつの資料をめぐる活動は各地で進められ、博物館や大学等の専門機関が地域社会に対して果たすべき役割として少なくとも関係者間では認知されつつある。しかし一方で、災害の種類や規模により文化財等の被害は一様ではなく、また災害を経験した人びとの被災や避難のあり方も多様である。特に東日本大震災は被害や避難が長期、広域に及ぶ大規模災害という点で特異であり、なかでも福島県は原子力発電所の事故という日本ではこれまでにない災害の被災県となった。

3.11からこれまでをふまえたうえで本稿の目的はふたつある。ひとつは震災から今日に至るまで、筆者が学芸員として直接的・間接的に関わってきた福島県内の資料保全活動を段階的に整理して把握しなおすことである。福島県といえば原発事故のイメージが強いため原発被災の文化財保全に議論が止まりがちであるが、それ以外も含めて広く震災・原発被災地域における資料保全全体の問題として掬い上げる。さらにもうひとつは、それらを博物館活動の枠の中でとらえ直し、非日常的な活動から日常のそれへとフィードバックして再考することである。被災資料の保全や震災資料収集そのものの意義という議論から、さらにその一端を担う博物館が災害をとらえ発信していくための基礎的な考察を目指す。

①……………震災発生と被災文化財対応の初動

(1) 震災直後の文化財をめぐる動き

2010年11月、それまでの「ふくしま文化遺産保存ネットワーク」を発展的に解消させ、市民の広範なネットワークを基盤に被災前からの資料保全活動を推進するために「ふくしま歴史資料保存ネットワーク」（以下、史料ネット）が発足した〔阿部2012:265〕。これは福島県文化振興事業団（当時）・県博・福島大学・福島県史学会の呼びかけにより設立されたもので、市町村関係者や市民ボランティアにまで活動の輪を広げていくことを目指したものであった〔本間2012a:188〕。その約4カ月後に起きたのが東日本大震災である。大災害に備えた準備は充分ではなかったとはいえ、史料ネットが発足していたことの意義は大きく、文化財レスキューの初動も史料ネットが中心となって進められた。

県博では震災発生を受けて、学芸課内に自然・歴史・民俗・保存科学・考古の各分野1人ずつからなる文化財レスキュー担当を設置し、さらに館内に一時保管場所を確保した。福島県内でも会津地方にある県博は実際の被災地からはやや距離があるが、史料ネットを中心とするレスキュー活動による救出文化財の一部を福島市にある歴史資料館とともに受け入れ、またボランティアや臨時職員とともに整理するなどの作業も同時に行った。

一方、文化財レスキュー事業に中心的な役割を担う県教育委員会は庁舎自体が被災したために学校の校舎や県立図書館を間借りするなど場所を転々とし、また避難所対応や原発事故による放射線対策等に追われていた。そのため史料ネットが県教委文化財課へ文化財保全に向けての対応を要請したものの、当初は十分な対応ができなかった。国では2011年3月30日の文化庁次長決定により東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下、救援委員会）が設置され、各地で文化財レスキュー事業が開始されたが、福島県から国への支援要請ができたのは震災から4ヶ月以上経った7月27日であった〔荒木2012a:59〕。

(2) 原発事故と文化財

周知の通り、大地震が引き起こした津波によって福島県では福島第一原子力発電所の電源喪失という事態が生じた。3月12日には1号機、14日には3号機、15日には4号機がそれぞれ水素爆発を起こし、広範囲に大量の放射性物質が拡散した。この事故を受けて原子力緊急事態宣言が発令され、3月14日には第一原発から半径20km圏内に避難指示が出された。その後、4月22日になると年間被ばく線量によって「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」などが設定され、住民でさえも立ち入りの許されない地域が広範囲に生まれた⁽²⁾。県内ではいわき市の水族館アクアマリンふくしまを除けば博物館施設が津波の被害に遭うことがなかったため、汚泥からの文化財の救出や脱塩、安定化处理といった作業が文化財レスキューの中心的な活動にはならなかった。一方でいくつかの博物館施設が立ち入れなくなり、多くの文化財が置き去りにされるという事態が生じた。県内の被災文化財といえば、警戒区域における管理不能となった資料を示すことになったのである。

これら各町には文化財担当職員（学芸員）が配置されているが、それぞれ1名程度であり、震災発生当初は避難者や避難所対応に忙殺された。例えば第一原発の立地する双葉町は、3月12日に浪江町から川俣町に、19日には埼玉県さいたま市に、さらにその後加須市へと避難先を替え、役場機能も転々とした。住民対応が職務の中心であり、遠隔地への避難ということもあって文化財保全に従事することは困難であった〔吉野2014a:77-78〕。

このような状況から2011年度の段階では、警戒区域の文化財被害はその全貌すら把握できなかった。一部には、南相馬市の寺院資料が救出されたり双葉町の資料館から銃・刀剣類が町の学芸員によって持ち出されるなどの例はあった。個人蔵資料に関しても所蔵者自らが一時立ち入り等の際に持ち出した事例もある。しかし、全体として当年度における警戒区域からの被災資料の救出はほとんど進まなかった。県としても被災文化財への対応を行う公的な組織や連携体制を整えることができず、県博も積極的な活動には踏み込めなかった。福島県における文化財レスキューの初動が他県に比較して遅れたことの要因について、当時福島県歴史資料館に勤務されていた本間宏氏は、発足間もない史料ネットの組織的な未熟さや悉皆的なデータの未整備、県庁自体が被災したことによる

対応の遅れなどを挙げているが、最大の要因は「原発事故の問題が収束しないと何も進めないという空気」であったと指摘する〔本間 2012a:201〕。

②……………警戒区域外を中心とする被災文化財への個別的対応

(1) 警戒区域外における個別的な文化財レスキュー

2011年度における文化財レスキューは史料ネットを中心に、各市町村の教育委員会などと連携・協力しながら活動が進められた。各地で個人や自治体からの資料救出の要請を受け、灌漑用ダムの決壊で被災した須賀川市の文化財収蔵庫や、国見町における個人宅土蔵の近世・近代資料、飯館村の公民館収蔵考古・歴史資料などが救出・保全された。また地震による蔵の損壊で管理ができなくなったいわき市の古文書や掛軸、祭礼道具類については県博へ搬送し、各地から集まったボランティアと学芸員で整理作業を行った。このように当年度の被災文化財保全活動は地震による被災資料が中心で、浜通りや中通りの警戒区域以外の地域が大半であった。

(2) 2011年度における文化財レスキューの事例



図1 須賀川市歴史民俗資料館での資料保全
(2011年9月)



図2 須賀川市朝日稲荷神社での絵馬の救出
(2011年6月)

内陸部の須賀川市長沼地区では地震によって灌漑用ダムが決壊し、発生した土石流によって死者行方不明者8名という大きな被害を出した。須賀川市歴史民俗資料館の北町収蔵庫も流出し、考古資料や遺構遺物の図面類、民俗資料等が被害を受けた。これらの被害に対しては、2011年4月・5月に史料ネットを中心に泥のなかから資料が救出されて、資料館敷地内駐車場への移送が行われた。特に図面類などのカビの危険性が高いものに関して保全対策が必要となり、救援委員会による県内最初の文化財レスキュー事業として取り組むことになった。専門家による放射線量の測定では資料については問題がなかったため、9月には文化庁・奈良文化財研究所・県博・県文化財課・須賀川市教育委員会によって資料の水洗いやパッキング等の作業が行われ、真空凍結乾燥処理を行うために奈文研へと資料が搬送された〔荒木 2012a:60-61, 荒木 2012b:15-16〕。

また同じ須賀川市内の神社に残された絵馬の保全が、県博と須賀川市立博物館によって行

われた。倒壊寸前の神社に奉納された絵馬の救出依頼を受け、6月9日に宮司や地元協力者立ち会いのもと100点以上の絵馬を社殿から救出した。現地では写真撮影や簡易クリーニング、梱包を行い、県博まで搬送した。その後は博物館内で整理や燻蒸、調査等を進め、2012年5～6月に開催した特集展「朝日稲荷神社の絵馬～救出された須賀川の文化財～」へと結実した。

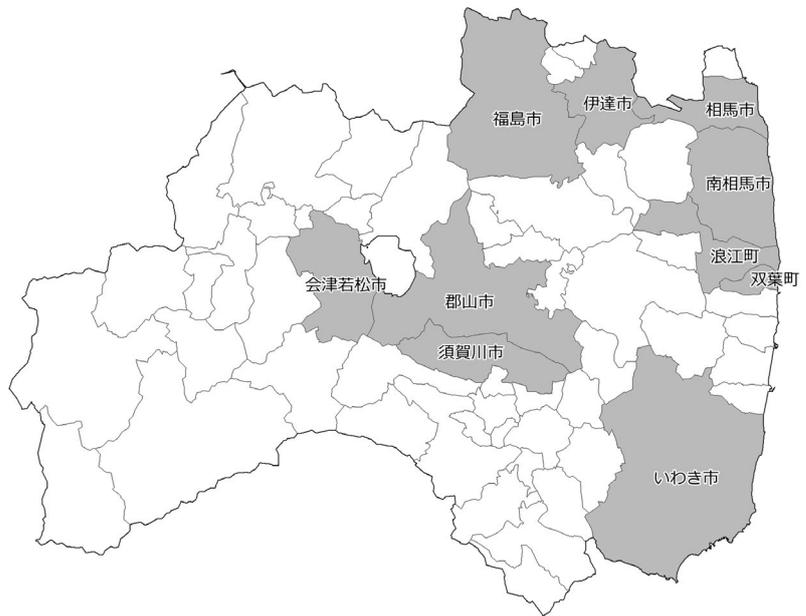


図3 2011年に県博が被災文化財を受け入れた自治体

さらに、地域の歴史や自然などを調べ普及する団体「須賀川知る古会」が絵馬についての講演会を開催したり、須賀川市の公民館や博物館でも展覧会で絵馬が紹介された。須賀川知る古会はその後、神社の除染活動や小学生向けのワークショップ、市域の歴史や文化を考えるイベントを行うなど活発な活動を続けている。文化財レスキューを契機に地域の文化活動が大きく展開した事例として特筆される [内山 2012a, 2012b]。

(3) 2011 年度における県博の被災文化財対応

これら以外にも、県博では2011年度中に相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、いわき市、伊達市、福島市、郡山市、会津若松市の個人、寺社、教育委員会が所有する文化財を受託や一時保管などの形で受け入れている (図3)。そのほとんどが警戒区域外のものであり、警戒区域内についてはその多くが個人や教育委員会が管理不能となった文化財を持ち込んだものである。原子力発電所は未だに不安定な状態で、余震も続いていた時期であり、文化財レスキューを進めるにあたって安全性を確保するには難しい段階であったといえる。またこの段階では避難地域における文化財の状況把握が先決で、文化庁や県文化財課、市町村教育委員会によって動産・不動産を含めた指定文化財を中心に状況調査と放射線量測定などが少しずつ進められていた。

③……………警戒区域内における組織的文化財レスキュー

(1) 警戒区域内における文化財保全と活動組織

このように、2011年度は主として警戒区域の外における活動が個別に行われてきた。それを担ったのは主に史料ネットであったが、県博や県教委も個々に対応しながら進めてきたと言える。

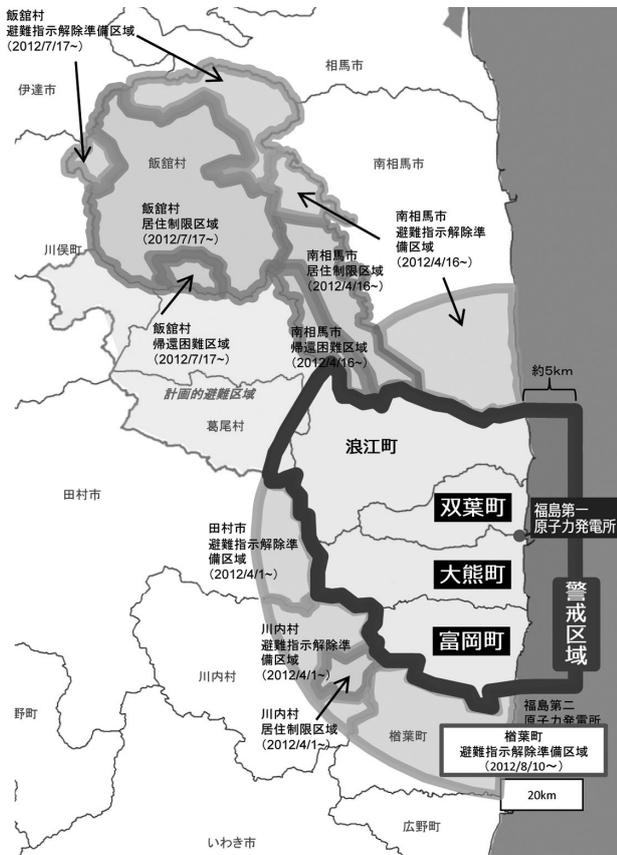


図4 2012年8月当時の避難区域と文化財レスキュー対象自治体(経済産業省作成図に加筆)

2012年度に入ると、被災文化財への対応は県全体として組織的な活動へと移行していく。2012年5月15日に「福島県被災文化財等救援本部」(以下、県救援本部)の設立会議が行われ、ここによりやうく県全体として被災文化財の保全に取り組む体制が整った。県文化財課を事務局として、被災14市町村教委・県博・福島県文化振興財団・福島大学うつくしまふくしま未来支援センターが構成員となり、救援委員会の指導・助言のもと全県的に被災文化財保全活動を目指す組織であった。

一方で救援委員会では主に岩手・宮城を中心とした文化財レスキュー事業を進めていた。福島県においても須賀川市内での取り組みは行われたが、当初救援委員会は2011年度で活動を終える予定であり、警戒区域における文化財等の救出に関しては「電離放射線障害防止規則」と人事院規則を遵守し、救援委員会と

して警戒区域内の作業に従事する人材の派遣要請は行わない方針を一度は決めていたという[本間2012c:74]。その後、組織の1年延長の決定にともない安全な作業のためのマニュアルや体制づくりが行われ、2012年度の警戒区域内における資料保全活動へと大きく舵が切られる。ここによりやうく国と県で警戒区域の作業に向けた組織・体制が整った。8月からは当初区域内にあった双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町の資料館のうち、事前に避難指示解除準備区域に再編された楢葉町を除く3つの町の資料館での活動が開始された(図4)。

しかし1年延長された救援委員会も2012年度末で解散となり、文化財レスキュー事業自体も2年間で終了となった。実際、岩手県や宮城県などの沿岸部では緊急を要する一次レスキューはほぼ目処がついた段階であったが、福島県の場合には資料館収蔵資料の救出すら終わっていなかった。このような状況を受け、2013年3月に行われた日本博物館協会研究協議会では「福島・警戒区域内の博物館と文化財—現状と課題—」と題して報告・討論が行われた。この内容をもとに日本博物館協会は「福島県警戒区域の再興を担う博物館の復興・再生にむけて(提言)」(2013年4月18日)をまとめ、文化財レスキュー事業の継続的な活動の必要性を訴えている[藤原2013:20-23]。7月には県教委から文化庁へ支援要請が出され、文化庁では国立文化財機構へ協力要請を行い、結果として2013年7月19日の国立文化財機構理事長決定によって「福島県内被災文化財等救援事業(福島文化財レスキュー事業)」が実施されることになった。救援委員会解散後の2年間(2013・2014年度)、

「福島県内被災文化財等救援事務局」が新たに設置され、県救援本部を支援する形で引き続き旧警戒区域内の文化財救出活動が進められたのである。県救援本部も引き続き継続し、2013年度からは福島県立美術館と史料ネットも幹事として構成員に加わった。

(2) 警戒区域内での文化財保全作業

2012度は8月から11月まで計21日間にわたって双葉・大熊・富岡の各町における活動が行われた。救援委員会・町教委・県文化財課・県博の職員、さらに救援委員会の呼びかけに応じて全国各地から駆け付けた関係者が、各回数名から十数名のチームを作って参加した。翌2013年度は5月から1月まで計24日間の活動が行われた。前年度に大熊町の資料館収蔵資料の運び出しがほぼ終了したことから、この年は双葉・富岡両町の資料が中心となった。

現場の空間放射線量は屋外では数値の高い資料館もあったが、屋内の作業スペースでは0.2～0.5 $\mu\text{Sv/h}$ 程度であり、作業自体に問題はないと判断された。基本的に資料館外では防護服を着用し、館内ではそれを脱いで作業に当たった。作業手順は、資料の所在確認と選定、放射線量の測定、写真撮影、データ入力、資料カード記入、梱包となる。資料自体の線量測定にはGM管式サーベイメーターを使用し、1300cpm以下を基準として警戒区域外への持ち出しを行った。これは「電離放射線障害防止規則」に則った基準であるが、屋内の資料はほとんど100～300cpm程度であった。例外的に、大熊町民俗伝承館所蔵の木製の白や双葉町歴史民俗資料館の土器類など一部基準値を超えたものがあったが、むしろ文化財への被害はカビの方が大きかった。震災後、各資料館はいずれも停電により空調が機能せず、雨漏りや外気の混入などでカビの発生が危惧されていたが、実際にいくつかの資料でカビが検出された。これらは搬出後に燻蒸等の措置がとられ、安定化が図られている。

なお当初、現場においてはすべての資料を搬出するのではなく優先順位を定めて持ち出すことも検討されていた。しかし各資料館の学芸員の意向もあり、また作業を進める中である程度安全性も確認できたことから収蔵資料は可能な限りすべてを搬出するという方向性に変わっていった。ただし、持ち出す順番としては虫害やカビへの対応に最も重点を置き、紙や布製の資料を優先的に搬出し、その次に考古・民俗資料といった段階を踏んでいった。



図5 双葉町歴史民俗資料館での作業
(2012年9月)



図6 富岡町歴史民俗資料館からの資料搬出
(2012年9月)

(3) 旧相馬女子校への搬入と文化財センターでの保管

各資料館での搬出準備が整った資料がある程度の分量になった段階で、それらは相馬市の旧相馬女子高校校舎へと運ばれた。搬出を行う日には、各施設からの搬出と旧相馬女子校での搬入受け入れにそれぞれ人員が割り当てられ、校舎に資料が到着した後にバケツリレーで各教室へ運び込んだ。搬入が終了した段階で部分的に放射線量の再測定も行ったが、バックグラウンドにおける放射線量の違いにより資料の線量も4～5割ほど低く検出されている。

またこの資料搬出の段階では、校舎の清掃や資料搬入の作業において福島大学学生によるボランティア活動が大きな役割を担った。警戒区域内で作業を行えるのは限られた立場の人のみであったが、校舎への搬入作業においては学生による人海戦術が重要な意味を持った。搬出の作業は、2012年度で大熊町のほぼ全ての資料と富岡町5割、双葉町2割の資料が終了し、2013年度で大熊町・富岡町・双葉町のほとんどの資料が完了した。

旧相馬女子校へ搬送された資料のその後の管理や整理等については、福島県から福島県文化振興財団への業務委託という形で進められている。2012年11月より旧相馬女子校で簡易整理作業が行わ



図7 旧相馬女子校への資料搬入(2012年11月)

れ、順次、県文化財センター白河館(まほろん)敷地内に建設された仮保管施設へ移送された。文化庁の被災ミュージアム再興事業によって現在5棟の収蔵庫が建てられている。また同館では整理作業と並行して、文化財復興展「救出された双葉郡の文化財」が数回開催された。現在では旧警戒区域内の資料館収蔵資料のほとんどがまほろんに収蔵され、整理公開されているが、あくまで仮保管施設であって恒久的な保存管理を行う場所ではない。

④……………文化財保全活動の個別化と多様化

(1) 旧警戒区域内外における寺社・個人蔵資料への対応

2013・2014年度までで、旧警戒区域に取り残された資料館収蔵資料の救出についてはほぼ目処がついた。県救援本部については設置の延長が決められ、今後に向けた寺社・個人蔵資料のリスト作成や継続的な連絡体制の保持が図られている。一方で現地における活動については、2013年度頃からは県全体としてチームを編成して当たるというより、県教委や史料ネット、県博、自治体など関係組織や団体が個別の案件に対し連携して進める活動へと移行していった。その対象としては、旧警戒区域の内・外ともに寺社や個人蔵資料が中心となっていく。

例えば県立双葉高校が所蔵する自然史標本・考古資料・絵画(2014年9月・10月)などの救出作業をはじめ、浪江町棚塩地区所在の絵図(2013年6月)、南相馬市貴布根神社の奉納物(2013年

8月), 葛尾村早馬山薬師寺の寺院資料(2013年11月), 南相馬市小高区蛭沢稲荷神社の県指定奉納物(2014年6月), 南相馬市小高区の個人蔵古文書(2015年2月), 浪江町請戸集会所の近現代行政文書(2015年6月), 双葉町寺内前阿弥陀堂の仏像(2015年6月)などについて, 県教委と県博が各市町村教委と連携して保全に当たった。

このように民間資料へ保全対象が移っていった背景には旧警戒区域における資料館収蔵資料の保全に一定の目処がつい

たこともあるが, 避難区域の再編が進んで住民による帰還ができる地域が(一時的な帰宅も含めて)増えたこと, それに伴い家屋の建て替えや寺社も含めた防犯対策が必要になってきたこと, さらに復興工事や放射線量の軽減を図る解体除染によって資料滅失の恐れが高まったことなどが大きく影響している。いずれにせよ, 震災発生から2~3年が経つ時期にこのような動きがみられること自体が, 福島県における複合災害が生んだ深刻な状況を物語っているといえよう。

(2) 史料ネット・大学・自治体による活動

このように個別적인案件への対応では, 対象となる資料も仏像や民具, 古文書などのようにそれぞれに個別分化してくる。よって, 例えば県博としても分野横断的なチームとしての対応ではなく, 歴史担当や民俗担当などの個別分野によって対応することも増えてきた。筆者が関わった事例では, 茨城・福島の史料ネットによる活動として始められたいわき市勿来の個人蔵民具(2013~2015年度)やいわき市江名の個人蔵婚礼用具(2013年度), 浪江町北幾世橋の個人蔵民具(2016年度), 南相馬市小高区村上の津波被災石仏(2016年度)などの保全を県博の民俗担当として対応した。特に勿来の個人蔵民具の保全は, 茨城・福島の両史料ネットを中心に行われたが, 実際の作業を担ったのは茨城大学と福島大学の歴史系分野専攻の学生や地域住民であり, 民俗分野の学芸員が整理方法の助言をする形で進めてきた。

また各市町村でも, 特に寺社や個人蔵資料を対象に独自の動きがみられる。富岡町では2014年度から学芸員を中心に「歴史文化等保存プロジェクトチーム」を編成し, 個人蔵資料の救出や保全に当たっている[三瓶2016]。福島大学では史



図8 双葉町の阿弥陀堂における仏像の救出(2015年6月)



図9 いわき市勿来の個人蔵民具の整理作業(2014年6月)

料ネットが2011年4月に行った国見町の文化財レスキューを契機に、大学のカリキュラムとも連動させながら被災資料の調査や報告会等を継続して行っているほか、2015年8月には「富岡町と福島大学との歴史・文化等保全活動に関する協定書」を取り交わし、被災資料の整理作業について連携した取り組みを展開している〔阿部2016:80-81、門馬2016:86-87〕。双葉町でも除染等により消滅する文化財の危機に対し、町内にプロジェクトチームを立ち上げて町民への呼びかけを行っており〔吉野2016〕、大熊町でも自宅に眠っている文化財の保全に関する呼びかけを始め、2016年度から学芸員を中心に本格的な歴史資料の救出が始まった。

未だに住民の帰還が許されない地域での民間資料保全には、より嚴重な被ばく放射線量の管理が求められるし、また避難先が広域に広がるため連絡調整等も困難を極める。多くのデリケートな課題を乗り越えて資料保全を進めるには、地域や住民に近い存在である基礎的自治体の手腕に頼るところが大きい。一方で県救援本部はもちろん、県博や大学、史料ネットなどの支援体制の充実化も同時に問われている。

⑤……………文化財レスキューの諸段階と課題

東日本大震災に関わる被災文化財保全の取り組みを、主に県博との関連を中心に概観してきた。福島県における文化財レスキューといえば、原発警戒区域からの資料館収蔵資料の救出が取り上げられることが多いが、ここまでの議論をふまえて全体を把握すると、大まかには3つの段階に分けられる。第1段階は震災の起こった2011年度であり、史料ネットや県博等が個別に行う警戒区域外でのレスキューが中心であった。第2段階として、2012・2013年度は国や県の体制が整い、警戒区域内での資料館収蔵資料について組織的な文化財レスキューが進められた。そして第3段階として2014年度以降、旧警戒区域内の寺社や個人宅を中心とする個別のレスキューも進むようになり、自治体ごとの民間資料保全も行われるようになった。浜通りの各市町村が主体となって活動を行い、史料ネットや県救援本部が人員や保管場所等について協力する体制は今日も継続している。

こうみえてくると文化財レスキューは収束へ向かっているようにも見えるが、厳しい状況は現実には全く変わっていない。特に除染や復興工事が急速に進む中で、避難区域における民間資料の保全活動はこれからがヤマ場であり、被害状況さえ把握できていない地域も依然として存在している。また一時収蔵施設として利用している旧相馬女子高とまほろんに建設された仮保管施設の今後も不透明なままだ。帰還困難区域を中心に帰還か否かの判断を住民が少しずつ迫られているような状況のなか、地域の歴史が断絶または消滅の危機に瀕している。その場所に人々が暮らしてきた証を残し、営んできた歴史や文化を継承するために活用されるべき文化財は、現在も最終的な行き場を示されていない。これに関して、例えば菊地芳朗氏は震災ミュージアムの設置を繰り返し主張され、有形無形の文化財を保全継承し、また震災を後世に伝えるという多様な機能を持つ博物館施設の重要性を訴えているが〔阿部ほか編2013:243-264、菊地2016:57-58〕、これらの文化財の行く末は未だに見えてこない。

さらにいえば、一時保管場所や仮保管場所にさえ運び込めず、消滅していく被災文化財も存在する。例えば県博が2016年度にレスキューを行った浪江町北幾世橋の個人蔵民具に関しては、郡山市

に避難中の方から母屋と蔵の解体のため廃棄せざるを得ない民具の保全を依頼され、実施したものであった。その際には旧警戒区域からの資料搬出と同様な措置を県文化財課と検討したが、浪江町には博物館施設がなく将来的に行き先が用意できないため、一時保管場所の旧相馬女子高にも受け入れることができなかった。町でも収蔵場所が確保できず、結果的に県博が受け入れ可能な一部の民具だけを受贈し、それ以外は家屋と一緒に解体・廃棄された。同様に2016年には南相馬市小高区で津波に被災した石仏の保全依頼を受けたが、引き取り手もなく処分を待っていた20体ほどの水子地蔵を全て受け入れることは収蔵スペースの問題から不可能で、南相馬市博物館と県博で5体ずつ引き取ることにした。石仏の寄贈依頼自体が普段そうあることではないが、地域の信仰と震災の記憶を示す資料として受け入れを決めた。このように、民間所在の資料は必ずしも全てがこれまで進めてきた文化財レスキューのスキームに乗せられるわけではなく、また博物館としての通常の資料収集の範囲内で行うには選択的な受け入れにならざるを得ない。また仮保管施設であるまほろんの収蔵庫にも、原則的には被災ミュージアム再興事業の対象である3つの町の資料しか収蔵することができない。保全活動の対象が博物館資料から民間資料へと移ってきたとはいえ、そこにはまた別の課題が山積している。

また資料や収蔵庫の問題にとどまらず、組織や体制についても課題は残されている。県救援本部は2013年度から現在まで存続しているが、当初月1回程度開催されていた幹事会は現在では年数回に減少している。筆者には会議の参加経験はないが、この体制を永続的に維持していくのか、あるいは将来的に解散するのであれば築いてきた連絡体制を緊急時から平常時へとどう切り替えていくのかは大きな課題であろう。

さらにいえば、史料ネットとの役割分担も大きな論点である。震災当初、速やかに活動できなかった行政に代わって史料ネットの役割は非常に大きなものがあった。一方、警戒区域における資料保全などの面では民間レベルの組織である史料ネットには活動の制約があった。こうした両者の特性を整理しながら今後の体制を考える必要は大いにある。また史料ネットは災害対応にとどまらず、より広い意味で失われゆく資料の救出や保全を目的としている。高齢化・過疎化の進む地域には解体を待つ空き家も多く、災害がなくても日々文化財は失われているのである。自治体によっては予算や場所の制限、専門家の不在などの理由で資料保全に踏み切れないところも多い。災害に限らず広い意味での文化財消滅の危機に対しては、災害によって培われた連携やノウハウを発展的に応用していくことが求められる。

⑥……………「震災遺産」保全活動の展開

(1) ふくしま震災遺産保全プロジェクト発足の経緯⁽³⁾

2013年5月に原発警戒区域が全て解除となり、「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に再編された⁽⁴⁾。この区域再編により住民の部分的な帰還や復興工事が加速され、それまで時間が止まったかのように取り残されてきた被災地の状況が大きく変化することが予想された。この状況をふまえ、県博では2012年11月頃から震災資料収集の必要性について検討が始まった。当

初は継続的に議論されてきた博物館リニューアルにおいて震災をどう扱うのかという問題のなかで検討が進められ、翌2013年度に入ると既存のリニューアル検討チームを拡充する形で震災資料収集のプロジェクトチームが組まれた。チーム内では収集対象や組織体制、財源、保管場所などを検討し、「資料収集要項」の作成、被災地や災害関連施設の視察報告会等を行った。この議論をふまえ、県立博物館の活動として行うべき事業であるという前提のもと、県に2014年度当初予算の要求を行った。しかし結果としてこれは認められなかった。そこで検討されたのが文化庁補助金への申請である。

2014年2月7日付で文化庁補助金「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業」に申請を行い、2014年度事業として採択を受けた。その後も2015年度・2016年度は後継事業である「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」の採択を受け、助成事業としては全体で3年間の活動期間であった。2014年度は5,991,000円、2015年度は6,617,000円、2016年度は16,604,000円の助成を受けたが(予算額)、これ以外の県費等での自己負担による予算措置はなく、事業に必要な経費の全額を助成金で賄った。補助金の受け皿としては実行委員会が必要であり、県博を事務局として浜通り地方の博物館・資料館・研究会とともに「ふくしま震災遺産保全プロジェクト実行委員会」を組織した。参画したのは相馬中村層群研究会、南相馬市博物館、双葉町歴史民俗資料館、富岡町歴史民俗資料館、いわき市石炭・化石館、いわき自然史研究会、(公財)ふくしま海洋科学館の組織・機関である。また県博では毎年9～10名の学芸員(考古・歴史・民俗・自然・美術・保存)によるチームで事務局を担当してきた。

その事業名を決めるにあたっては何をどこまで集めるのか、その対象をどう命名し定義づけるかも議論になった。当初から対象となる資料が明確になっていたわけではないが、様々な分野の学芸員が集まって行う事業であり、ありとあらゆるモノが対象となることだけは想像できた。震災資料や震災遺物、震災遺構など従来から使用されてきた用語を含めて様々な意見があったが、結果として「震災遺産」という名称で申請を行うことになった。これは造語であり会議内で筆者が提案したものだだったが、そこにはいくつかの意味が込められている。ひとつは、上述の通りこの事業が震災に関わるあらゆる「資料」を保全していくことになるだろうという予測である。津波で被災した建物などの不動産的な側面が強い「震災遺構」とも、また文書や写真、証言記録等のアーカイブ活動を中心とする「震災資料」とも異なり、モノを中心としながらも場所や景観、写真や映像記録、自然史資料などを含んだ広い対象をとらえる用語が必要だった。

さらにもうひとつ、筆者の念頭にあったのは「地域歴史遺産」という考え方である。この概念の提唱者である奥村弘氏は、「資料」という語のもつ文字資料や考古遺物、歴史的景観といった素材としての幅の広がりにとどまらず、「地域歴史遺産」はそれらが地域社会のなかで活用され未来に向けて引き継がれるものという、対象と人々との結びつきまで含意した概念として提起する〔奥村2013:11-34〕。また近年では「担い手の思想や価値観と結びつくことにより人類文化の多様性を示す文化的所産」として、「文化遺産」という用語も多く用いられるようになった〔飯田2017:12-35〕。「震災」の語に「遺産」を接続させたのも、災害を後世に伝えるうえで、博物館資料という枠を超えて地域とともに未来に継承されて欲しいという願望を込めたものであった。実際、震災遺産が既存の文化財とは異質であることはもちろん、モノを資料化して博物館資料とし、調査研究を経て公開

され、貴重なものは文化財指定を受けるといったような、従来型の博物館資料のあり方を超える性格を帯びていることは間違いない。一方で「遺産」という用語は世界遺産に代表されるイメージが強く、近年多用される用語でもあるためプロジェクトの主旨からすれば誤解を招く恐れもある。しかし震災遺産は、それを守り伝えることが延いては地域の歴史や文化を形成していくものであり、震災を歴史として後世に伝え広く共有されることを我々は目指している。その意味で、素材の性質からすれば法律上の文化財からは逸脱するものの、通底する可能性を有するという点も「遺産」という用語を使用してきた理由である。とはいえ用語や概念についての議論がメンバー間で深められているわけではなく、活動を通じて常に検証していく必要がある。

(2) プロジェクトの調査・収集活動

2014年度より実際の活動を始めながら少しずつ明確になってきたのは、博物館としてモノ＝実物資料を核にしながら、震災によって生まれたもの、形や意味が変えられたもの、震災がなければ見ることも聞くこともなかったものを収集や調査の対象とするという理解である。具体的に災害・被害に関していえば地震・津波・火事・原発事故・風評被害などが対象となるし、また人々が関わる段階としては、被災（被害）・一時（一次）避難・長期（広域）避難・避難生活・支援・復旧・除染・帰還・復興などが想定される。さらにそれを収集・記録し保全していく方法として、所在調査・聞き取り調査・資料収集・記録保存・現地保存・普及事業等を進めてきた。まさにあらゆる対象をあらゆる方法で保全してきたといえる。

関係自治体等の協力のもと、実際の現物資料としては2017年1月現在で約2,000点を収集している。一例を紹介すると、例えば富岡町の県立富岡高校体育館に落下した照明は、バドミントン強豪校として著名な同校の生徒が授業や部活の一環で体育館を使用していた際に地震が起き、落下したものである。バドミントンコート専用の重厚な照明で、これが落下しガラスなどが周囲に散乱したために体育館が避難所として利用できなかった。他にも、浜通り各地の津波の威力によって大きく変形した道路標識、津波が引き起こした火事により焼け爛れたいわき市久之浜の街灯など、目に見える被害の痕跡を残す資料は多い。

また被害そのものを表す資料は人工物だけでなく、自然分野の学芸員を中心に収集された活断層や津波堆積物の地層剥ぎ取り標本がある。大地震のちょうど1カ月後の4月11日に福島県浜通り地震が発生し、いわき市は震度6弱を観測した。東北地方太平洋沖地震の誘発地震とされるこの地震では4名が土砂崩れ等で亡くなっている。この時にいわき市田人地区で表出した地震断層を、約3m四方の標本として剥ぎ取りの手法で採集した。また同様の手法で、広野町や南相馬市小高区においては津波堆積物の剥ぎ取り標本を採取している。さらに津波による被災地には、その後ミズアオイという植物が繁茂する状況が多く、多くの場所で確認された。これは絶滅



図10 落下した富岡高校体育館の照明
(2015年9月)



図11 地域住民と共同で実施した地震断層の剥ぎ取り
(2015年10月)



図12 一時避難所になった浪江町の小学校体育館
(2015年12月)



図13 浪江町の中学校に残された貼り紙(2015年12月)

危惧種Ⅱ類に指定される植物だが、波で表土がかき混ぜられ休眠から覚めるように咲いたもので、押花標本として採集している。同様に津波によって湿原化した地域に現れた大量のフジツボなど、自然史標本も積極的に震災遺産として収集してきた。

また地域住民の避難の状況を表す資料は、特に原発事故がもたらした特徴的な資料が多い。浪江町では2011年3月11日、震度6強の揺れと15メートルを超える津波により多くの住民が当初各避難所へ避難した。翌12日朝には原発10km圏内に避難指示が出されて圏外の公共施設へ避難することになったが、その日の午後には福島第一原発1号機の水素爆発により避難指示が20km圏内に拡大することに伴って、さらに山間部の津島地区へと避難して災害対策本部も津島支所に置かれた。後に津島地区は非常に高い放射線量地帯となっていたことが判明するが、当時はこの場所に15日まで避難所と役場機能が置かれた。現在も津島地区を含む町内の8割の地域が帰還困難区域に指定されている。このような経緯から浪江町内には数時間から1日だけ使用された避難場所の痕跡が現在も残されている。例えば寒さをしのぐために使われた体育館のマットや毛布代わりにしたと思われる体育館の暗幕、安否確認や避難所での役割分担を記す貼り紙、石油ストーブとそれを取り囲むパイプ椅子、停電中に発電機を使用して体育館を照らした小さなデスクライトなどである。震災当日は県内中学校の卒業式の日であったため、式典用に用意されていた備品や体育館の用具が利用され、十分な救援物資や

生活用具は見当たらない。安否確認や役割分担の貼り紙には空欄が目立ち、避難所からも追われるように避難した人々の様子が目に浮かぶ。こういったごく短い時間使用された体育館等の避難所が県内各地に現在もそのまま残され、特徴的な資料の数々が我々に事故の深刻さを伝えている。また、例えば浜通りから100km前後も離れた会津若松市内にあった大熊町民が居住する仮設住宅の看板

など、県内外の広域避難に関する資料も東日本大震災を特徴づける資料となろう。

また上述した富岡町のプロジェクトチームは震災遺産の保全までその活動対象を広げており、当プロジェクトも相互協力のもと多くの成果を上げている。例えば当日の2時46分を示して止まった美容室の看板時計は、津波により壊滅的な被害を受けたJR富岡駅前商店街で収集された資料だが、停電で針が止まり、地震で軒から外れ、津波をかぶった後に避難指示によって何年も放置されたもので、複合災害が地域にもたらした重大な被害を物語っている。併せて同地域からは富岡駅の改札やホームの電光掲示板、駅前から30m流された郵便ポストなど多くの資料を収集した。さらに町内では避難誘導を行った警察官2名が津波により殉職され、大きく変形した警察車両が残された。この車両については復興工事にともない移設が検討され、現地に程近い町内警察署横の公園内に安置した。町民やご家族、県警、町、当プロジェクトの協力で実現したもので現地保存という形をとったが、慰霊・追悼の場としても重要な場所となっている。

また現実的に残すことのできない場所等については記録保存を行っている。富岡町歴史民俗資料館が付設された富岡町文化交流センター学びの森の2階会議室は、震災発生直後から町の災害対策本部が置かれた場所であった。翌日には全町避難により職員も全員避難したため、被害状況が記されたホワイトボードや、机上に散乱した大量の文書、飲みかけのペットボトルやアルミホイルに包まれた差し入れの握り飯などがそのまま残されていた。当時の混乱ぶりを如実に示すこの場所は2016年2月まで約5年間はほぼそのままの状態であったが、町の帰還を目指して施設の復旧工事が行われることになり物品等が撤去された。そのため、この場所は物品等の配置を図面化し、置かれている机や椅子、文書類や多様な物品に至るまで詳細に目録化して、後に展示等でもそのまま再現可能な記録として残している。



図14 富岡駅前美容室の時計(2014年6月)



図15 被災した警察車両(2015年6月)



図16 富岡町災害対策本部跡の調査(2015年6月)



図17 福島県立博物館での特集展(2016年3月)



図18 せんだいメディアテークでの展示(2016年12月)

(3) プロジェクトの普及事業

多様な資料の収集・保存活動と並行して、それらを紹介し、多くの方々と震災を振り返り共有する機会として普及事業を展開してきた。県内各地の博物館等を会場に、展示や講演会、シンポジウム、現地見学会などを開催した。展示の場合、当初はほとんどが1日程度の短い会期で、会議室などの長机に資料を配列するような簡易な内容だったが、調査や収集が進むにつれて次第に充実化が図られた。なかでも2015年度末には特集展「震災遺産を考える—ガレキから我歴へ—」と銘打った展示を県博で開催し、合わせて東北大学に協力を得て進めてきた「3Dデジタル震災遺構アーカイブ体験」やトークセッション、シンポジウムを行うなど、これまでで最大規模の事業を開催した。さらに2016年度は県外にも範囲を広げ、仙台市のせんだいメディアテークと東京都の明治大学博物館で普及事業を

行った。仙台での事業は「3.11をわすれないためにセンター（略称:わすれん!）」との共催で、当プロジェクトの実物資料とわすれん!が収集や支援してきた写真などの記録を展示において融合させるという試みであった。

さらに講演会と見学ツアーをメインにした事業も展開している。2016年度には南相馬市で津波が変えた自然環境としてのミズアオイやフジツボについて、いわき市では活断層について学ぶ野外講座を開催した。また、防災学習が小中学校の学習指導要領にも盛り込まれるようになり、震災遺産を防災学習へ活用する要望も増えてきた。学校連携事業として職員が学校に出向いて出前授業を行ったり、文化祭において震災遺産の展示を生徒と一緒に作り上げるなど、少しずつ活動の幅を広げている。

(4) プロジェクトの特徴と課題

簡単にプロジェクトの経緯と活動内容を紹介した。原発事故を含んだ複合災害が進行中である福島県の「今」を未来に残すには多種多様なモノと調査手法が必要であるが、逆に我々が震災発生から3年も経た後に活動を開始して多くの資料が収集できている背景には、間違いなく原発事故の影響がある。まさにあの日のまま何年も時間が止まったかのような避難地域の現状が我々の活動を可

能にしているし、長期・広域にわたる被害・避難生活、原発事故が生み出した特異な状況が、調査・保全活動を特徴的なものにしていてもいえる。

また補助金の受け皿として設置した実行委員会による地域連携は、広域的活動を展開するうえで大きく功を奏した。県博は6分野、20名の学芸員を擁しており、また大きな収蔵スペースを持っているが、被災地から距離があるため変化していく被災や避難、復興の現状をリアルタイムで把握することは難しい。一方で浜通りの自治体や博物館は、学芸員は少数で十分な収蔵スペースもないが、住民生活に密着した業務の性質から地域の情報にはいち早く対応できる。復興工事や除染などにより刻々と変わっていく地域の状況を着実にとらえ、資料保全へとつなげていくには地域の博物館や研究会の力が欠かせない。このようにプロジェクトの構成団体が相互に補い合う形で進むことができたのは、各機関・団体との連携の賜物である。また自然・人文両面に渡る総合的視野での資料保全活動は、総合博物館としての活動の延長線上に展開した取り組みであるからこそできたことだろう。

しかし、今後の展開については多くの課題もある。これまでの収集資料は看板や標識をはじめ公共性の高い資料が多く、震災後の福島県に生きる個人や実際の暮らしに迫る資料の収集は大きな課題である。もちろん震災遺産の資料としての命ともいえる背景的な情報の収集は進めているが、震災を後世に歴史として残す、資料から震災像を構築することは、個人レベルでの様々な経験や思いを積み上げること抜きにはなしえない。それはこれから本格化する復旧・復興、地域の再建や消滅、避難先からの帰還あるいは定住などの局面についても同様である。また福島県内に限らず広域に避難生活を送る方々の実態や、県外あるいは世界からみた福島県のイメージを表すような資料も重要であり、その意味では資料収集は県内にとどまらない。一方で広がり続ける対象に対し、何を何のために集めてどう発信するのかといった議論が合わせて必要であることはいうまでもない。

またこれまで行ってきた普及事業は、どちらかといえば我々の活動紹介としての意味が大きかった。資料から多様な意味を見出し、それ以外の資料と合わせて展示を構築するような発信の仕方はできていない。十分な調査研究をふまえた震災像の提示はこれからの大きな仕事である。さらに文化庁の補助金による事業としては2016年度末に一旦終了しており、今後の資料保管や継続的な活動の進め方を検討する必要がある。大きな予算と時限的な組織、過重な担当者の負担に支えられた非日常的な活動から、持続可能な日常的活動へと意識的に移行させていくことが課題である。

⑦……………災害と向き合う博物館活動

(1) 震災・原発被災とふたつの資料保全活動

ここまで福島県における被災文化財と震災遺産のふたつの資料保全活動について述べてきた。その取り組みは東日本大震災を契機に、博物館がその使命として取り組んだ非日常的な活動であったといえる。福島県における震災後の資料保全活動の大きな特質として、まず第1に、いうまでもなく原発事故がもたらした特異な状況がある。防護服に身を包み、線量計の警告音を聞きながら被災地に入っていく文化財の保全活動は、経験したことのない緊張の連続であった。また逆に震災遺産保全活動は、原発被災により時が止まったままの地域が我々にその活動を可能なものにしたのであ

る。改めて原発事故が生み出した現在進行形の被害の重大さを認識するとともに、それを経験した地域の博物館としてこれを地道に記録し継承することの意義を再確認したい。

また、これらの活動が専門分野や立場を横断して行われたという点も活動全体の大きな特色である。特に警戒区域内における文化財保全は全国の様々な専門分野の研究者に協力を仰ぎ、実施することができた。現場では美術専門の研究者が民具を梱包したり民俗担当の学芸員が縄文土器を扱うなど、分野を超えて従事した様々な活動があり、それが逆に自らが携わる従来の資料収集や整理活動を見直す契機にもなった。震災遺産の保全においても、県博では各分野の学芸員が集まって知恵を振り絞りながら議論をしてきたし、また実行委員会における各自治体・団体の多様な立場や専門分野のメンバーが集まったからこそできた活動である。

さらにそれは従来の資料収集とは異なり、調査研究に資する、あるいは展示や普及活動に利用できるといった観点で行われた資料保全ではなく、震災を契機にして地域において未来にわたり活用されることを念頭に置いた活動であった。奥村弘氏は「歴史資料保存を、歴史研究者の個別の研究目的のために行うのではなく、被災住民の生活再建の一部として進めていくということ、地域の記憶をその地域において次の世代に引き継ぐ、地域の住民にとってかけがえのない地域歴史遺産をできるだけ保全し、生活再建の中でその活用を含めて歴史関係者が支援していくことが求められている」と指摘する〔奥村2012:7-8〕。日常的な博物館活動や調査研究目的とは異なる意味を対象となる資料に見出しながら行われるのが、このふたつの資料保全活動ということになる。

例えば2016年度に行った浪江町における個人蔵民具の事例では、母屋と蔵の解体にともなって行ったレスキューにより唐箕をはじめ13件の資料を県博で受贈した。資料点数としては決して多くはないが、それでも13件の資料には日常の寄贈依頼であれば受け入れなかったであろう資料も含まれている。先述のとおり同町には資料館などの文化財を扱う専門施設が存在せず、また今後同様の案件があっても県全体の文化財レスキューの流れに乗せることが困難であることが分かり、このまま多くの家屋が解体されていけば地域の歴史が残らなくなってしまうのではないかと、という危惧があった。よって収蔵庫の状況や展示等の活用方法はさておき、それ以上にこの地域として残す意味があると我々が現場で判断したのであった。茨城・福島の両史料ネットを中心に行ったいわき市勿来の個人蔵民具の保全においても、約90件あった資料はその全てが保全対象とされた。大半は膳・碗類であり、通常の博物館における資料収集では全てが保全対象とはならなかっただろう。これも被災し解体された蔵からの救出資料であるということが、活動の根幹にはある。

こう考えてくると、被災文化財の保全や震災資料の収集という現場における対象資料への接近の仕方には、従来の（特に民俗資料の）収集活動と通底する側面があるといえる。それは様々な規模の違いはあるものの、いずれにも現地において学芸員や研究者等による資料の選択という行為が介在する点である。従来、我々民俗分野の学芸員は寄贈者から資料を受け取る際に、必ずと言っていいほど何をどの程度収集すべきかを現場で考える必要に迫られる。つまり収集する（＝残す）資料と収集しない（＝捨てる）資料を瞬時に分けることが必要なのである。何のために何をどの程度残すのか、という厳しい判断を現場で求められるのであり、その点でいえば広義の博物館活動を通じて保全された資料は、収集段階からそれを扱う側の個人的あるいは政治的判断が反映しているといえる。

(2) 誰が何のために震災を語るのか

では災害や地域を語るために保全された文化財や震災遺産は、果たして誰によって何のために活用されるのか。例えば被災文化財を保全する意義として「地域アイデンティティ」という言葉がよく使われる。有形・無形を問わず文化財を保全する大きな目的のひとつは、災害によって失われつつある地域に人々が生きた証を残し、再発見し、未来へ継承するというものだ。特に福島県には住み慣れたふるさとに戻ることが未だに叶わない方々が多く存在する。集落や行政区を解散し、避難先で暮らしていくという苦渋の選択を余儀なくされた方々もたくさんいる。高放射線量地域を含む帰還困難区域にあっては、将来再び住民が生活できるようになるという保証はどこにもない。他地域に避難しながらも、福島県に戻ってよいのかどうか悩み苦しんでいる人々が大勢いる。2011年7月に国立歴史民俗博物館で行われたシンポジウムで本間宏氏は、「いま福島の人が一番求めているのは、これから福島で生きていっていいのかという問いへの答えだろうと思います」と述べて報告を締め括った[本間 2012a:205]。まさにこの問いへの答えを用意すべく我々が保全してきたのが被災文化財であるし、震災遺産であろう。

但し確認しておきたいのは、文化財そのものが生活再建につながるわけではないし、その資料自体が地域アイデンティティなのでもない。それらに特定の意味を見出したうえで活用したり、住民による活用の支援を行うことではじめていわゆる「心の復興」につながるものであり、文化財と地域や住民との関係性を構築することで地域アイデンティティの保持や形成にも寄与できるということだ。それをふまえれば、被災文化財や震災遺産は地域や住民のものということができる。地域や住民のために使われてこそ我々が保全してきた意味があり、また地域の方々に活用されるならばさらに有意義なことである。またこれを地域に押し込めるのではなく、広く一般に開放し、地域や震災を考えるための材料にしていくことも重要だろう。その意味では資料は日本のみならず世界、あるいは人類共有の財産ともいえるのかもしれない。

一方で立ち止まって考えてみたいのは、これらは広義の博物館活動を通じて収集保全された資料群であるという側面である。今さら指摘するまでもなく、博物館は資料を選択し展示することで一方的に価値を発信しコントロールするという一種の権力、広義の政治性を有している[金子 2001:10]。無論、災害対応をめぐる行政判断や原発政策、事故後の政治的対応そのものへの評価といった具体的なレベルでも、博物館が資料をもとに地域を描くうえで完全にニュートラルな立場ではられない。さらにいえば、失われた地域の歴史を再構築するための被災文化財も、震災の経験を後世に伝えるための震災遺産も、いずれも誰かがどこかの段階で特定の意図により保全することを選んでここに存在するのであり、それにより行われる展示も博物館による「歴史叙述」であることはいうまでもない。「資料は地域のもの」あるいは「文化財はみんなのもの」という旗印のもとに行う活動は、コレクション形成や展示構築に大きく関与する博物館としての立場を希薄にし、その資料から展示等を経て形成される災害や地域像、そして地域アイデンティティがそのままの姿であるという印象を与えてしまう。無論、博物館活動として新たな地域文化や震災のありようを示す活動自体を否定するものではないが、このことを自覚的に意識しながら、資料群をどう継承・発信していくかを絶えず問い直す必要がある。

そこで、災害を経験した地域における博物館の責務として筆者は2つの大きな方向性が必要であると考え。ひとつには多様な現物資料の保全により震災や地域文化への複眼的視点を可能にし、その活用を一般に向けて開き支援するという方向性であり、もうひとつは博物館として表現する地域像や災害像をその立場を明確にしなが提示するという方向性である。

(3) 震災像と地域文化の多様性・当事者性

佐藤泰氏は震災後の博物館における様々な取り組みを振り返ったうえで、「定説や評価の定まったことがらを普及啓蒙するだけではない、ミュージアムのもうひとつの役割」として、「わからないことを示すこと。さまざまな意見や考えのあることを示すこと。あるテーマについて語りあい、聴きあい、さらにそれを蓄積し深めること。展示された『もの』が、そんな新しい知や考え方の可能性を開き、知の循環がはじまるきっかけとして機能する」ことを挙げている。さらに「そのような新しいミュージアムのあり方を予感させる事例」としてリアス・アーク美術館や東北学院大学博物館を紹介している〔仙台・宮城ミュージアムアライアンス事務局編 2015:26〕。

リアス・アーク美術館の常設展示「東日本大震災の記録と津波の災害史」は、同館学芸員が収集した「被災物」と撮影した被災現場写真、さらに歴史資料等によって震災の記録と歴史を伝える展示であるが、最も特徴的なのは資料に付与されたキャプションである。そこには資料にまつわるエピソードが語り口調で綴られているが、これは「震災後に様々な被災者と語り合う中で得られた物語をベース」に「創作」されたフィクションであるという。担当する山内宏泰氏は、博物館学的なタブーを犯したという自覚を前提としながらも、展示の意図について「特定できない個人を想定し、その個人が『被災物』に宿る記憶を語っているという演出」により「自分に身近な誰か、あるいは自分自身を仮想」させ、「それによって当事者性が無意識に生み出されるという効果を狙った手法である」と述べている〔山内 2014a:150-151〕。被災物を通じて能動的に震災を想起し、被災者・非被災者のいずれもが、身体的感覚をもとに被災の当事者性を獲得していくことが目指された展示空間である。

また手法は異なるが、東北学院大学博物館による石巻文化センター鮎川収蔵庫の文化財レスキューとその後の取り組みもまた、被災文化財に対する地域の能動的な関係性の構築を目指した活動である。同館では学生を中心に資料保全と展示公開を行ってきたが、民俗資料や古写真を中心に被災地や避難・移住先で展示を行い、会場では来場者に対して暮らしの思い出やエピソードの聞き取りが行われる。そのデータをもとにした新たな展示の企画へも大きく展開しており、活動は「被災者支援の段階から、地域の文化創造への関与の段階へと入りつつある」という〔加藤 2016:49〕。この取り組みを進める東北学院大学の加藤幸治氏は、調査研究の成果を提示する展示などの場において、逆に地域の人々から生まれた新たな提案やアイデアを研究者が受け止め、さらに調査研究をして提示するといった双方向的な活動を「文化創造のインタラクション」と名づけ実践している〔加藤 2016:17〕。

また合わせて紹介したいのが、せんだいメディアテークの「3.11をわすれないためにセンター」と「NPO法人20世紀アーカイブ仙台」が進める、「3月12日はじまりのごはん」という取り組みである。これは「震災時の『食』にまつわる写真を展示し、来場者がそれらを見て思い出した体験

や想いを付箋に書いてもらう参加型の催しであり、震災を自分のこととして捉え直すきっかけをつくる試み」であるという〔甲斐ほか2015:106-107〕。従来の博物館展示とは大きく異なり、並べられた写真パネルには撮影時間と場所以外の説明は付与されず、大きくとられた余白に見学者が自由に自分の体験や思い出、関連する情報や感想などを付箋に書き貼っていく。写真から伝えたいことを解説して展示を構築するのではなく、見学者の参加によって多様な情報が蓄積され展示が完成していくというもので、各地で同様の取り組みが実践されている。

ここに紹介した活動はそれぞれ扱う資料の性格も発信の方法も異なるものの、いずれも展示を見る側が一方向的に情報を受け取るのではなく、資料や写真を媒介として自らの経験や思考を想起し、投げかけ、展示する側と見る側とが共有するという活動である。展示によって観覧者の当事者性を喚起し、防災意識の醸成や文化創造へとつなげることが目指されているのだが、本稿の問題意識に引きつけて考えれば、震災や被災の経験、地域の歴史や暮らしの記憶を、その価値観も含めて多様に生み出すための試みであるともいえる。従来の博物館展示からは逸脱するような取り組みではあるが、展示空間がいわばフォーラムとしての機能を帯びることで、特定の知識を啓蒙するような展示とは異なる可能性を有している。

このような、震災体験や地域生活の多様性を紡ぎ出す活動の意義はどこにあるのか。成田龍一氏は、震災の個人的体験が歴史的・集団的体験に収斂していく際に、短期的には報道が、長期的には歴史学がその役割を担うとする。具体的な事例として関東大震災を取り上げ、時間の経過とともに報道により築き上げられた震災像が参照枠となって、当事者が固有・個別の経験を全体の一齣に位置づけるようになる過程を描いている〔成田2003:192-236〕。同様に板垣貴志氏も、被災者・非被災者を問わず阪神・淡路大震災後の報道により形成された「震災なるもの」を人々が震災体験の参照軸として受容し、自己規定せざるを得なくなることを指摘する〔板垣2014:2-4〕。つまり個々の経験の積み上げによって災害像が形成されるのではなく、報道により構成された災害像が先行し、そこに個々の経験が一要素として回収されるという現象が起こるのである。

こういったことは、同じく震災像や地域像を構築・提示する役割を果たす博物館展示でも起こり得ることだろう。しかし、報道と博物館が大きく異なるのは実物資料を介した展示叙述であるという点であり、そこにはコミュニケーションが生成できるという特徴がある。震災イメージや地域像を固定化したものにならないためには、資料を媒介として博物館と観覧者や地域住民が絶えず対話を続け、多様性を継続的に紡ぎあげていくための仕組みづくりが欠かせない。それは「静」的な展示から「動」的な展示への転換を迫るものであり、震災に限らず我々の博物館活動に課せられた重要な役割でもある。

(4) 県立総合博物館にとっての歴史と災害

このように地域文化や震災像の多様性を確保することはメディアとしての博物館の大きな役割であるが、一方で博物館としての特定の立場から災害像を描くという責務も合わせ持っている。各地にはいわゆる「負の遺産」を扱う博物館が存在する。人と防災未来センターや雲仙岳災害記念館などは災害をテーマとする博物館施設であるし、広島平和記念資料館をはじめ戦争をテーマとする資料館も各地にある。水俣病や四日市ぜんそくなどの公害資料館や差別・人権を扱う大阪人権博物館

なども同様である。これらの博物館の運営母体やメッセージ、展示手法なども様々であるが、多くが個別の主題に特化したテーマ型の展示施設である点に特徴がある。一方で地域の博物館施設においては同様な主題を企画展示などで扱うにしても、日常業務として負の遺産に関わる資料を収集し常設展として展示を行う例は少ない。

県内に目を向けてみると、既に東日本大震災に関わる資料を収集・展示する施設に関わるいくつかの動きがみられる。いわき明星大学では「震災アーカイブ室」を2012年に設置し、浜通り地域における被災者の手記や避難所等で掲載されたチラシなどの紙資料、写真や映像資料、聞き取りによる証言記録、各種刊行物等を収集している〔川副2016:21〕。またいわき市では「震災メモリアル事業」を立ち上げ、「震災関連資料の収集と保存、展示等によって震災経験を可視化し、震災の記憶や教訓を確実に伝承する施設」の整備を検討している〔いわき市2016:4〕。富岡町でも「富岡町アーカイブ施設検討町民会議」を設置して2017年10月に基本構想をまとめ、提言書が提出された。2020年を目途に地域の歴史や震災・原発事故を後世に伝えるアーカイブ施設を開設する予定である。

また原発や放射線の問題を中心に取上げた施設も作られている。2016年7月には県立の「福島県環境創造センター」が三春町に開所した。このうち展示施設である交流棟（愛称：コミュタン福島）は「放射線や環境問題を身近な視点から理解し、環境の回復と創造への意識を深め」るための施設である〔コミュタン福島〕。その展示が孕む大きな問題性は措くとしても、4,632㎡の展示空間は放射線への理解を目的としており、震災そのものへの言及はほとんど行われていない。また白河市には原発災害情報センターが2013年5月に設立された。環境創造センターとは対象的にNPO法人による小規模な施設で、144㎡の展示棟を含む木造平屋の建物では展示パネルや刊行物で原発事故を伝えている。設立規約には「福島第一原子力発電所の事故を市民の力で風化させないこと」が謳われており、まさに市民レベルで原発事故を後世に伝える施設である。

また県内最大規模の施設になる可能性が高いのが、双葉町と浪江町にまたがる復興祈念公園に建設が予定されている「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設」である。「ふるさとふくしま再生の歴史と未来館」と仮称されたこの施設の基本理念には、災害や復興の記録を未来へ継承し世界と共有すること、それを防災・減災に生かすこと、地域コミュニティや文化・伝統の再生により復興を加速化させることなどが謳われている〔東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議2015〕。その文言からは、震災や復興、防災、地域文化とあらゆる事象を扱う施設に見えるが、未だ内容には不明確な部分が多い。なかでも震災や復興の記録を伝える資料については震災遺産保全の取り組みとも一部連動している一方で、「歴史と未来」を謳いながらも震災後に保全された被災文化財は現在までのところ視野に入っていない。福島県博物館連絡協議会は2016年7月15日に「相双地方における被災文化財等の保存・継承と活用について」という要望書を県知事と教育長宛に提出して、文化財もその構想に盛り込むことを要請し、同様な要望書が日本博物館協会及び関係諸学会の連名でも提出された。

さらに、福島県に関わる震災資料の保全は一部には県外でも行われている。例えば中越大震災に関する避難所資料保全活動で知られる新潟県の長岡市立中央図書館文書資料室では、東日本大震災後に市内に設置された南相馬市民の避難所に関する資料の保全を進めており、さらに地元の南相馬市図書館との連携展示を開催するなどの活動を展開している〔田中2014:13-34, 田中2016:71-79〕。ま

た双葉町教育委員会は筑波大学図書館情報メディア系と協定を結び、町民が埼玉県に避難していた際の支所と避難所関連資料の保全活動に取り組んでいる [吉野 2014b : 7-12, 白井 2018 : 52-65]。

こういった負の遺産、とりわけ災害を扱う博物館施設や資料保全活動の動向を前提に、県立の総合博物館における将来的な資料の位置づけはどうあるべきか。被災文化財にしても震災遺産にしても、それを我々が選択・収集し残そうとしてきた活動にはそれなりの大きな責任がともなう。その責任は博物館という立場からみた歴史像を明確にすることで果たしていかねばならないし、それは地域アイデンティティの保持や継承とは別次元で実現していくことであると筆者は考えている。いうまでもなく福島県立博物館は歴史・自然史資料を収集し、そこから地域の歴史を描き伝えてきた。被災文化財や震災遺産の保全活動も、従来の博物館活動の延長線上にある取り組みであり、震災を契機に保全した資料の活用は、日常的な博物館展示へと落とし込む形で行うものが最も基本的なあり方であろう。それは東日本大震災のみを切り取って語ることでなければ、災害史という特定のテーマ史を描くことでもなく、あくまでも福島県の歴史として災害を位置づけることである。

そしてそこには文化財と震災遺産の重要な接点がある。奥村弘氏は、多くの災害についての記録や歴史書が災害発生の時点から始められ、地域の歴史的背景が明確にされないことを指摘し、それは生活を軽視した復興プロセスと同様な課題であるとする [奥村 2013 : 22]。またリアス・アーク美術館の山内氏は、「津波は災害ではなく単なる自然現象」であり「災害のきっかけ」ではあるが、「その被害の大小は人間が積み重ねる日々の暮らしのあり方、つまり文化のあり方によって変わるものだと指摘する [山内 2014b : 14]。つまり地域で営まれてきた歴史や文化が、地震・津波・原発事故によりもたらされた被害の背景に大きく横たわっているものであり、震災は我々の暮らしの営みと無関係に別世界で生まれるものではないということだ。震災を地域のそれまでの営みと断絶された特別な出来事にしないためには、地域史のなかに位置づけて理解することが重要であり、その意味で被災文化財と震災遺産を活用した地域像の描写は我々に課せられた大きな使命である。災害を人と自然の関係性が生む重大な歴史の一断面ととらえることで、未来にむけて私たちが営むべき暮らしも見えてくるに違いない。

おわりに — 非日常から日常の博物館活動へ

震災発生からこれまで、筆者の勤務する福島県立博物館では様々な取り組みが進められてきた。多様な連携による地域の文化活動の支援や従来の枠を超えた博物館利用の促進、既存のテーマにとられないイベント事業の展開なども、本稿で述べてきた資料保全と同様に広く文化の力で震災後の地域に寄与するための模索の結果といえる。そうした非日常的な活動を進めることは、日常のそれではなしえないようなネットワークやノウハウを蓄積する契機となり、また逆に日常を見つめ直すための多くの材料も生み出した。震災を経て博物館活動の幅は大きく広がったといえるが、一方でそれは時限的な資金や特別に構築された体制、過重な業務負担により生まれたものでもある。

そういった活動を震災後に限定された特別な活動にせず、非日常的な活動が生んだ産物を持続可能な日常的活動へと意識的に移行させていくことが必要だろう。例えば、震災後に行われた様々な資料保全から既存の分野別の資料論を鍛え上げていくこと、あるいは日常的な博物館活動における

組織体制のなかに震災後に培ったネットワークを融合させていくことなどであり、最後に述べたような災害をふまえた地域史の再構築などは博物館活動の根幹に関わる大きな課題である。震災から7年が経ち、多くの博物館が新たな段階を迎えようとしている。求められる活動内容や資金、制度の面でも震災当初からは少しずつ変化が見えはじめ、また博物館の利用者や地域住民の意識も個々の状況に合わせて推移していく。震災の風化が叫ばれ、それに対しての取り組みもさらに大きな意味を持ってくるだろう。震災直後からこれまで博物館がその存在意義を自問しつつ試行錯誤してきた活動が、本当の意味で実を結ぶのはこれからである。

註

(1)——本稿では、被災した地域の歴史を物語る資料を「被災資料」あるいは「被災文化財」と呼ぶ。また震災そのものを物語る資料については、一般論としての文脈では「震災資料」を、福島県立博物館をはじめとして県内での取り組みに関しては「震災遺産」の語を用いる。
(2)——第一原発から20km圏内は原則立ち入りを禁止する「警戒区域」とし、さらに事故後1年間の被ばく線量の合計(積算線量)が20mSvに達するおそれのある区域のうち、第一原発から20km圏外の区域を「計画的避難区域」に、20～30km圏内を「緊急時避難準備区域」に指定して、緊急時に屋内退避が避難をする区域とした。特に警戒区域における被災文化財の保全活動においては、従事者名簿を作成して区域への立入許可手続きを行い、また道中及び屋外での作業は基本的に防護服(タイベックスーツ)を着用し、線量計を携帯して1日の積算被ばく線量を管理した。
(3)——なお、当プロジェクトの立ち上げから活動に至る経緯については、全体の中心としてプロジェクトを

牽引してきた高橋満氏による詳細な報告がある〔高橋2015a・b〕。また、活動全体については、ふくしま震災遺産保全プロジェクト編2017を参照。

(4)——5年経過後も年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある、年間積算線量が50mSvを超える地域は「帰還困難区域」に、年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、引き続き避難の継続が求められる地域は「居住制限区域」に、年間積算線量が20mSv以下となるのが確実である地域は「避難指示解除準備区域」にそれぞれ指定された。「居住制限区域」では、住民の一時帰宅や道路などの復旧のための立入りが可能になり、「避難指示解除準備区域」は立入りが柔軟に認められ、住民の一時帰宅(宿泊は禁止)や病院・福祉施設、店舗等の一部の事業や営農が可能になった。特に「居住制限区域」や「避難指示解除準備区域」への再編は、住民の部分的な帰還と復興に向けた除染や開発を可能にしたが、一方で文化財や震災遺産の消失も加速させたと考えられる。

参考文献

- 阿部浩一 2012「福島県における歴史資料保存活動の現況と課題」歴史学研究会編『震災・核災害の時代と歴史学』青木書店
阿部浩一 2013「歴史資料保全活動の3年、そして未来」『行政社会論集』第27巻第1号、福島大学行政社会学会
阿部浩一 2016「東日本大震災から丸5年経った福島と史料ネット」『第2回全国史料ネット研究交流集会報告書』
阿部浩一・福島大学うつくしまふくしま未来支援センター編 2013『ふくしま再生と歴史・文化遺産』山川出版社
荒木 隆 2012a「福島県における文化財レスキュー事業の取り組み」『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度活動報告書』
荒木 隆 2012b「福島県における文化財レスキュー事業の取り組みと資料館における今後の課題」『博物館研究』第47巻第10号、日本博物館協会
飯田 卓 2017『「人間不在の文化遺産」という逆説を超えて』『文化遺産と生きる』臨川書店
板垣貴志 2014「阪神・淡路大震災関連資料の利活用に向けて—災害資料研究領域の開拓—」『災害・復興と資料』第3号、新潟大学災害・復興科学研究所危機管理・災害復興分野
いわき市 2016『いわき市震災メモリアル事業方針』
内山大介 2012a「須賀川市朝日稲荷神社の奉納絵馬—文化財レスキュー活動の一事例—」『福島県立博物館紀要』第26号

- 内山大介 2012b「文化財レスキューと博物館展示—『朝日稲荷神社の絵馬』展の開催から—」『民具マンスリー』45巻8号, 神奈川大学日本常民文化研究所
- 内山大介 2018「民俗資料の保全をめぐる限界と可能性—福島県における民具の救出を事例に—」西村慎太郎編『新しい地域文化研究の可能性を求めて』Vol.5 地域歴史資料救出の先へ(人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「日本列島における地域社会変貌・災害からの地域文化の再構築」ブックレット)
- 奥村 弘 2012『大震災と歴史資料保存—阪神・淡路大震災から東日本大震災へ—』吉川弘文館
- 奥村 弘 2013「地域歴史遺産という可能性—豊かな地域歴史文化の形成のために—」神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編『「地域歴史遺産」の可能性』岩田書院
- 奥村 弘 2014「なぜ地域歴史資料学を提起するのか—大規模災害と歴史学—」『歴史文化を大災害から守る—地域歴史資料学の構築』東京大学出版会
- 甲斐賢治ほか編 2015「3がつ11にちをわすれないためにセンター活動報告」せんだいメディアテーク
- 加藤幸治 2016「地域文化の復興へとつなげる文化財レスキュー活動」『博物館研究』第51巻第1号, 日本博物館協会
- 加藤幸治 2017『復興キュレーション—語りのオーナーシップで作り伝える“くじらまち”—』社会評論社
- 金子 淳 2001『博物館の政治学』青弓社
- 川副早央里 2016「震災アーカイブの社会的意義に関する考察—東日本大震災アーカイブ写真展の事例から—」『災害・復興と資料』第7号, 新潟大学災害・復興科学研究所被災者支援研究グループ
- 菊地芳朗 2016「文化財救援活動をつうじてみる福島の復興と課題」『学術の動向』21巻1号
- コミュタン福島「コミュタン福島の概要」< http://www.com-fukushima.jp/about_us/comutan.html > 2017年1月19日アクセス
- 白井哲哉 2018「被災の記憶と資料を未来へ伝える試み—双葉町の震災資料保全活動—」西村慎太郎編『新しい地域文化研究の可能性を求めて』Vol.5 地域歴史資料救出の先へ(人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「日本列島における地域社会変貌・災害からの地域文化の再構築」ブックレット)
- 仙台・宮城ミュージアムアライアンス事務局編 2015『東日本大震とミュージアム』
- 高橋 満 2015a「ふくしま震災遺産保全プロジェクトの活動」『地方史研究』第65巻第5号, 地方史研究協議会
- 高橋 満 2015b「ガレキを歴史に変換する—ふくしま震災遺産保全プロジェクトを考える—」『博物館研究』第50巻第10号, 日本博物館協会
- 田中洋史・田中祐子 2014「新潟県長岡市における東日本大震災避難所史料の整理と研究—長岡ロングライフセンター福祉避難所を中心に—」『災害・復興と資料』第3号, 新潟大学災害・復興科学研究所危機管理・災害復興分野
- 田中洋史 2016「連携展示『南相馬と長岡〜絆の記憶と記録』の開催—東日本大震災資料を活用する広域連携の事例—」『新潟史学』第74号, 新潟史学会
- 成田龍一 2003「関東大震災のメタヒストリーのために—報道・哀話・美談—」『近代都市空間の文化経験』岩波書店
- 三瓶秀文 2016「旧警戒区域からの文化財保全の取り組み」『地方史研究』第66巻第6号, 地方史研究協議会
- 東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設有識者会議 2015「東日本大震災・原子力災害アーカイブ拠点施設の機能, 内容等について(報告)」
- ふくしま震災遺産保全プロジェクト編 2017『ふくしま震災遺産保全プロジェクト これまでの活動報告』
- 藤原妃敏 2013「平成24年度研究協議会テーマ3「福島・警戒区域内の博物館と文化財—現状と課題」について」『博物館研究』第48巻第6号, 日本博物館協会
- 本間 宏 2012a「東日本大震災と歴史資料保護活動—福島県の現状と課題—」国立歴史民俗博物館編『被災地の博物館に聞く—東日本大震災と歴史・文化資料—』吉川弘文館
- 本間 宏 2012b「震災発生後一年, 被災地における資料保存の現状と課題」『地方史研究』第62巻第5号, 地方史研究協議会
- 本間 宏 2012c「ふくしま歴史資料保存ネットワークの経緯と課題」『東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会平成23年度活動報告書』
- 門馬 健 2016「原子力災害被災地と地域資料保全—富岡町の試み—」『第2回全国史料ネット研究交流集会報告書』
- 山内宏泰 2014a「展示解説『地域の歴史・文化と未来を守るために』〜リアス・アーク美術館常設展示『東日本大震災の記録と津波の災害史』での試み〜」『東日本大震災の記録と津波の災害史』(リアス・アーク美術館常設展示図録)
- 山内宏泰 2014b「文化財とは?津波被災地の文化的意味について」『REAR』No.31
- 吉野高光 2014a「東日本大震災の被災状況と文化財保全—福島県双葉町に於ける現状—」『地方史研究』第64巻第4号, 地方史研究協議会

-
- 吉野高光 2014b 「東日本大震災に係る避難所関係資料の保全について—双葉町役場埼玉支所及び旧騎西高校避難所の作業から—」『災害・復興と資料』第3号, 新潟大学災害・復興科学研究所危機管理・災害復興分野
- 吉野高光 2016 「福島県浜通り地方を中心とした文化遺産継承の取り組み」『日本文化財科学会 2016 年度公開講演会 文化財科学と自然災害—ふくしまの被災文化遺産の継承—』

(福島県立博物館, 国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2017年12月18日受付, 2018年6月4日審査終了)

Museum Activities in Ordinary and Extraordinary Times Against Earthquake and Nuclear Disaster : A Focus on Fukushima Prefecture's Disaster-Affected Cultural Assets and the Disaster Heritage

UCHIYAMA Daisuke

The accident suffered by Fukushima Daiichi Nuclear Power Plant of the Tokyo Electric Power Company as a result of the off the Pacific coast of Tohoku Earthquake and large tsunami created a large area on the Pacific side of Fukushima Prefecture to which residents are not permitted to return. Many cultural assets telling the history of the land were left behind, and all items having to do with life were abandoned in the towns left quiet by the absence of people. In response to this situation, Fukushima Prefecture has perpetuated a two-fold resource preservation activity, of disaster-affected cultural assets and of earthquake disaster resources which tell the story of the earthquake disaster itself (disaster heritage). The preservation of disaster-affected cultural assets met with many challenges due to the effects of the nuclear power plant accident, however, it developed from individual activity to an organized endeavor, and is now shifting to an activity led by individual municipalities in coordination with universities and the prefecture. Further about three years after the earthquake disaster, the preservation of earthquake disaster resources also began, concurrently with the debate on how the earthquake disaster and the nuclear power plant accident should be relayed to future generations.

How the region is portrayed and how it is relayed to the future by the resources preserved by these activities has become the responsibility of museums of the disaster-stricken area. The history of the region can no longer be told without the earthquake disaster and the nuclear power plant accident, but one major duty must be to refrain from cutting out only the disaster and damage and isolating them from the story of the region but to position them relative to the long history of life there. Another requirement would be to allow the maturation of the value of the preserved resources to be opened to the public, not limiting it to the museum or researchers. Should the museum become a place of two-sided communication through objects and not merely a place of one-sided announcement of resource collection or investigation and research results, it would be able to safeguard and relay varied views of the earthquake disaster and of the region.

Key words: Great East Japan Earthquake Disaster, nuclear power plant accident, cultural asset rescue, earthquake disaster heritage, museum activity